

三省合意の改正を受けた 令和5年度とっとりインターンシップの実施について

令和5年3月16日
鳥取県インターンシップ推進協議会

1

- 1 三省合意の改正の概要
- 2 県内企業へのアンケート結果
- 3 学生の反応
- 4 とっとりインターンシップの対応
- 5 これまでとの変更点（まとめ）

2

1 三省合意*の改正概要

*インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方（文部科学省・厚生労働省・経済産業省）

①インターンシップ等の学生のキャリア形成支援に係る取組を4つに類型化

「インターンシップ」とは称さない		「インターンシップ」と称して実施	
就業体験を必須とせず、「個社・業界の情報提供等」や「教育」が目的		就業体験が必須 「自身の能力の見極め」や「評価材料の取得」が目的	
タイプ1 オープン・カンパニー	タイプ2 キャリア教育	タイプ3 汎用的能力・専門活用型 インターンシップ	タイプ4 高度専門型インターン シップ（試行）

3

1 三省合意の改正概要

①インターンシップ等の学生のキャリア形成支援に係る取組を4つに類型化

類型	取組みの性質	主な特徴
タイプ1： オープン・カンパニー <small>※オープン・キャンパスの企業・業界・仕事版</small>	個社・業界の 情報提供・PR	<ul style="list-style-type: none"> ● 主に、企業・就職情報会社や大学キャリアセンターが主催するイベント・説明会を想定 ● 学生の参加期間（所要日数）は「超短期（単日）」。就業体験は「なし」 ● 実施時期は、時間帯やオンラインの活用など学業両立に配慮し、「学士・修士・博士課程の全期間（年次不問）」 ● 取得した学生情報の採用活動への活用は「不可」
タイプ2： キャリア教育	教育	<ul style="list-style-type: none"> ● 主に、企業がCSRとして実施するプログラムや、大学が主導する授業・産学協働プログラム（正課・正課外を問わない）を想定 ● 実施時期は、「学士・修士・博士課程の全期間（年次不問）」。但し、企業主催の場合は、時間帯やオンラインの活用など、学業両立に配慮 ● 就業体験は「任意」 ● 取得した学生情報の採用活動への活用は「不可」

4

類型	取組みの性質	主な特徴
タイプ3： 汎用的能力 ・専門活用型 インターンシップ	<ul style="list-style-type: none"> ◆就業体験 ◆自らの能力の見極め ◆評価材料の取得 	<ul style="list-style-type: none"> ● 主に、企業単独、大学が企業あるいは地域コンソーシアムと連携して実施する、適性・汎用的能力ないしは専門性を重視したプログラムを想定 ● 学生の参加期間（所要日数）について、汎用的能力活用型は短期（5日間以上）、専門活用型は長期（2週間以上）★ ● 就業体験は「必ず行う（必須）」。学生の参加期間の半分以上の日数を職場で就業体験★ ● 実施場所は、「職場（職場以外との組み合わせも可）」 (テレワークが常態化している場合、テレワークを含む)★ ● 実施時期は、「学部3年・4年ないしは修士1年・2年の長期休暇期間（夏休み、冬休み、入試休み・春休み）」「大学正課および博士課程は、上記に限定されない」★ ● 無給が基本。但し、実態として社員と同じ業務・働き方となる場合は、労働関係法令の適用を受け、有給 ● 就業体験を行うにあたり、「職場の社員が学生を指導し、インターンシップ終了後にフィードバック」★ ● 募集要項等において、必要な情報開示を行う★ ● 取得した学生情報の採用活動への活用は、「採用活動開始以降に限り、可」 ● ★の基準を満たすインターンシップは、実施主体（企業または大学）が基準に準拠している旨宣言したうえで、募集要項に産学協議会基準準拠マークを記載可

※タイプ4は、国主導で行う高度なインターンシップであり、とっとりインターンシップで実施するものではないため本資料からは割愛

5

1 三省合意の改正概要

②一定の基準を満たすインターンシップ（タイプ3）で取得した学生情報を、広報活動・採用選考活動の開始時期以降に限り、それぞれ使用可能となる

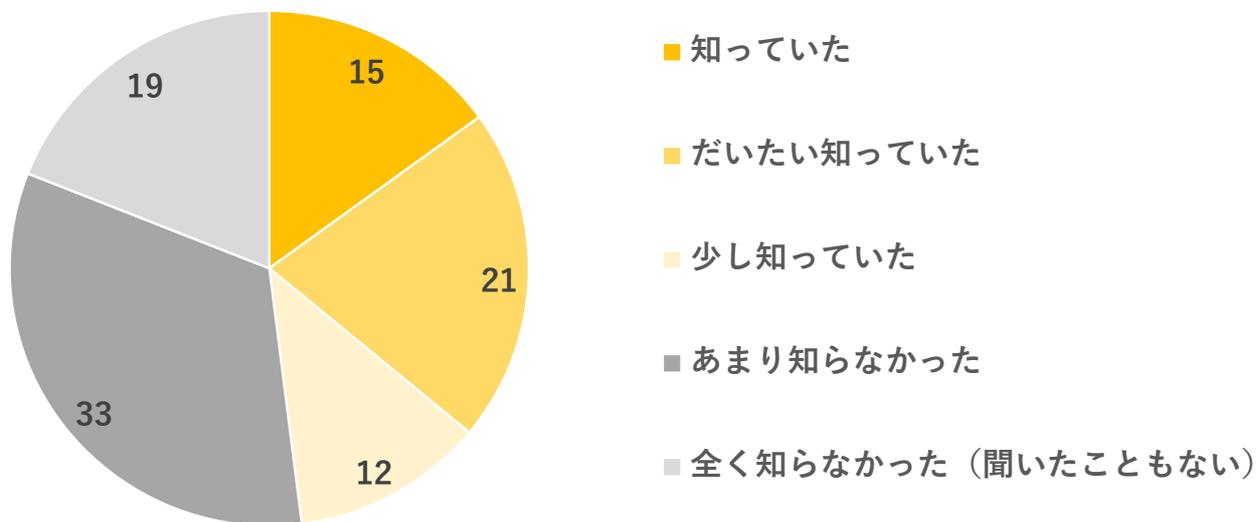


※ただし、タイプ1～4は学生のキャリア形成支援に係る取組であって、採用活動ではありません。学生は、採用選考活動開始時期以降、改めて採用選考のためのエントリーが必要になります。

6

2 県内企業へのアンケート結果（令和4年9月実施 回答企業数：100社）

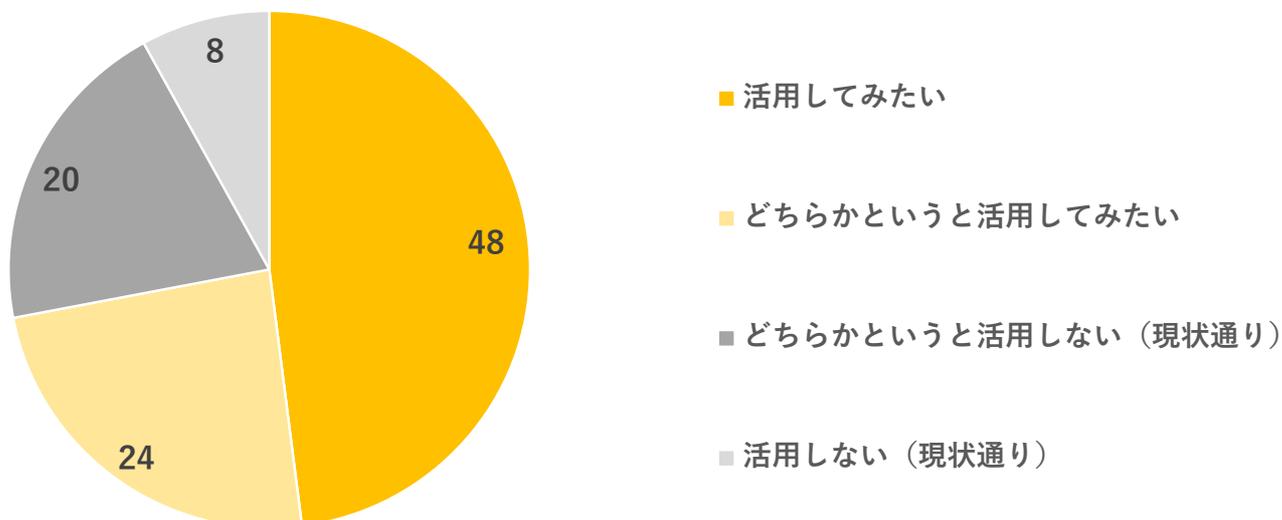
三省合意の改正内容を知っていましたか



7

2 県内企業へのアンケート結果（令和4年9月実施 回答企業数：100社）

インターンシップに参加した学生の情報を、 貴社の採用選考で活用したい意向はありますか。



8

2 県内企業へのアンケート結果（令和4年9月実施）

採用活動への学生情報の活用にあたっては、インターンシッププログラムが一定の要件（タイプ3）を満たす必要があります。

今後対応が必要となる点や、対応に困る点等がありますか。

困る点	回答企業数	コメント
実習日数5日間以上が必要	28社	R5年度に、プログラム作成に係るセミナーを開催予定です
職場の社員が学生を指導し、終了後にはフィードバックを行う	6社	とっとりインターンシップの「フィードバックシート」によるフィードバックを行ってください。
就業体験が必須	5社	単なる「企業説明会」のようなものではなく、何らかの体験を含めてください。

9

2 県内企業へのアンケート結果（令和4年9月実施）

県内企業の皆様のご意見（抜粋）

◆「採用活動に活用してみたい」と回答された企業

今回の改正で高学年を対象とした採用直結のインターンシッププログラムを実施できれば、これまでより詳しく会社や仕事について紹介できる可能性があると考えています。会社や仕事内容についてよく知っていただいた上で、応募してもらえる機会が増えるのは、学生にとっても企業にとっても有益だと思います。

これまでも各民間企業が大手採用広告媒体等からインターンシップ期間中に得た学生情報をもとに採用活動を行ってきた経緯もあると考えますので、今後は全面的に採用直結を公表することで学生企業双方にとって効率的で緊張感のあるプログラムを実施できると思う。

◆「採用活動に活用しない」と回答された企業

インターンシップにつきましては社会貢献の一環として取り組んでおりますので、学年に関係なく、ご希望される方に参加していただきたいと思います。

就活のみに捕らわれず、社会勉強の一環として、気楽に体験していただきたい。

3 三省合意の改正に対する学生の反応

※2/22開催のとっとりインターンシップ推進フォーラムより

- 学生は「三省合意」の内容については、あまり意識していない。
- 学生の意見は様々ですが、インターンシップが定義されることで、学業と両立しやすくなった、という感想もある。
→インターンシップの整理については分かりやすくなり歓迎の様子

※「採用につながる」という点では、現段階ではまだ特に具体の動きが出ているものではありませんが、早い学生は学部3年生の夏のインターンシップから活動的になるものと思われます。

11

4 とっとりインターンシップの対応

現在実施されているプログラムは、そのまま継続して実施していただけます。 ※採用活動に学生情報を活用できるかどうか、という点で取扱いが異なります。

区分	対応
ワンデー仕事研究	継続して実施します（区分としては、タイプ1、2） ※ただし、学生の情報は広報活動や採用活動には活用できません。
2～4日間のプログラム	継続して実施します（区分としては、タイプ2） ※ただし、学生の情報は広報活動や採用活動には活用できません。
5日間以上のプログラム	継続して実施します（区分としては、タイプ2、3） ※一定の基準（タイプ3）を満たす場合は、あらかじめ告知した上で、学生の情報を広報活動や採用活動に活用できます。

- その他、「有償型」「長期休暇中以外に開催するプログラム」「パッケージ型」等についても、継続して実施します。（ただし、原則として学生情報は活用できません。）

12

4 とっとりインターンシップの対応

とっとりインターンシップで実施するすべてのプログラム

パッケージ型

ワンデー仕事研究

5日間以上のプログラム

2～4日間のプログラム

タイプ3

ここが新たに定義されました
=インターンシップ

13

4 とっとりインターンシップの対応

タイプ3の要件 以下のすべての要件を満たす必要があります

●就業体験要件

必ず就業体験を行う。インターンシップ実施機関の半分を超える日数を職場での就業体験に充てる。※テレワークが常態化している場合、テレワークを含む。

●指導要件

職場の社員が学生を指導し、インターンシップ終了後に学生にフィードバックを行う。

●実施期間要件

短期で5日間以上、長期で2週間以上行う。

●実施時期要件

学部3年・4年ないし修士1年・2年の長期休暇期間（夏休み、冬休み、入試休み、春休み）に実施する。

●情報開示要件

募集時に、以下の8項目に関する情報を記載し、公表する

- ①趣旨（目的）、②実施時期・期間・場所・募集人数・選抜方法・無給/有給、③内容、④就業体験を行う際に必要な（求められる）能力、⑤採用活動開始以降に限りインターンシップを通じて取得した学生情報を活用する（しない）旨、⑥当該年度のインターンシップ実施計画、⑦インターンシップ実施に係る実績概要、⑧採用選考活動等の実績概要

14

4 とっとりインターンシップの対応

タイプ1、2とタイプ3の主な違い

	タイプ1、タイプ2	タイプ3
実習期間	任意（1日間以上）	5日間以上（期間の半分以上は職場で就業体験） ※テレワークが常態化していれば、テレワークも可能
実施時期	任意	長期休暇期間 （夏休み、冬休み、入試休み、春休み） ※学部3年生以上が対象。（短大の場合は1年生）
フィードバック	とっとりインターンシップのフィードバックシートにより実施	同左 ※当然ながら、フィードバックシート以外に、随時学生にフィードバックしていただいても構いません。
広報活動への学生情報の活用	不可	卒業・修了前年次3月以降に可能 ※インターンシップ募集段階で、活用について告知する必要がある。
採用活動への学生情報の活用	不可	卒業・修了年次6月以降に可能 ※インターンシップ募集段階で、活用について告知する必要がある。

15

4 とっとりインターンシップの対応

「広報活動・採用活動への活用」とは（※タイプ3に限る）

	内容	時期
広報活動への活用	広報活動とは 採用を目的とした情報を学生に対して発信する活動 活用例) 採用活動へのエントリーに関する案内の送付等	卒業・修了前年次3月以降 （4年制大学の場合、 大学3年3月以降）
採用活動への活用	採用活動とは 採用のための実質的な選考を行う活動 採用のために参加が必須となる活動 活用例) 採用選考プロセスの一部免除 1次面接の免除等	卒業・修了年次6月以降 （4年制大学の場合、 大学4年6月以降）

16

4 とっとりインターンシップの対応

広報活動・採用活動への活用について（※タイプ1～3すべて）

※これまでの取扱いと変わるものではありません。

- タイプ1～3に参加した学生が、自ら採用選考にエントリーしてきた場合、面接時において、インターンシップ参加中の様子や印象を面接官同士で共有し、面接選考の参考とすることは差し支えない。
（ただし、タイプ3以外の場合は採用プロセスを免除することはできない。）
- タイプ1～3に参加した学生に対し、学生の同意を取った上で、会社のイベント情報等の採用情報以外の情報を学生に対して提供することは差し支えない。

17

5 これまでとの変更点（まとめ）

●タイプ3以外のプログラムを実施する場合

取扱いの変更点はありません。

※ただし、プログラムの名称に「インターンシップ」と入れないようにご注意ください。

言い換えの例示：「〇〇プログラム」「〇〇就業体験」「〇〇お仕事体験」

●タイプ3のプログラムを実施する場合

タイプ3の要件（スライド14参照）に合致するプログラムを計画してください。

プログラム登録の際に、情報開示8項目（スライド14参照）を開示してください。

プログラム登録方法は、別途ご案内します。

学生情報を広報活動・採用活動に活用する場合は、決められた時期以降に行うようにしてください。（スライド16参照）

※「タイプ3」に該当するか否かについて、第三者のチェックや承認は不要となっています。
あくまでも企業の判断のもとに実施していただくものとなります。

18